

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、1995年（平成7年）3月に地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざして「宇治市女性施策推進プラン（UJ | あさぎりプラン）」を策定し、2001年（平成13年）3月の改定を経て、あらゆる分野における男女共同参画の推進や女性の人権の尊重などに関する取組を推進してきました。

また、2004年（平成16年）12月には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるため、男女共同参画の推進に関する基本理念や本市、市民、事業者等の責務、施策の基本事項を定めた「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を施行しました。

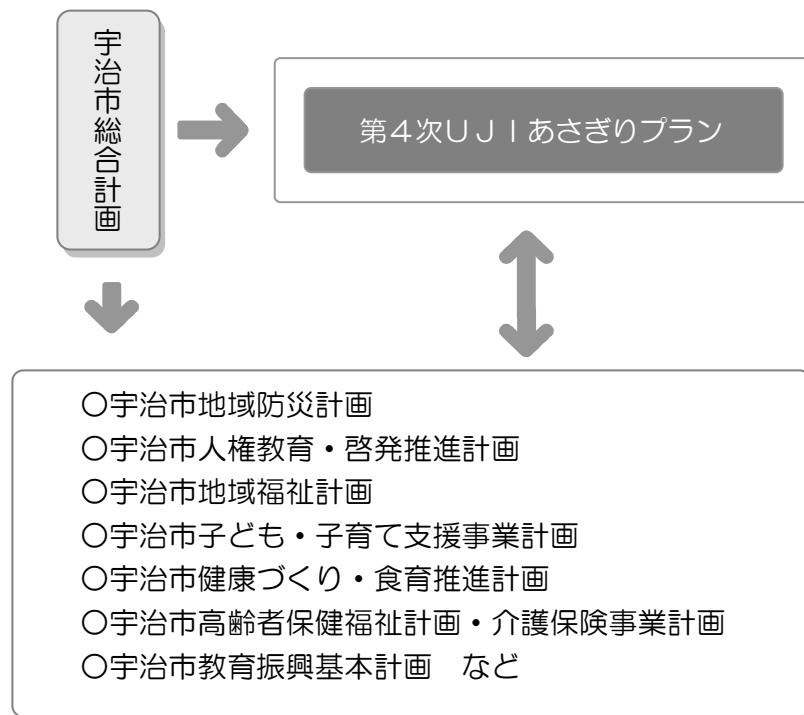
さらに、この条例の趣旨を具体化するため、2006年（平成18年）1月には、本市の男女共同参画計画である「第2次UJ | あさぎりプラン」を、また、2011年（平成23年）3月には「第3次UJ | あさぎりプラン」を策定し、プランに定める基本方向に基づいて、様々な施策を推進してきました。

これまでの取組により、男女共同参画の推進に向けた市民意識は着実に高まりつつありますが、依然として根強く存在する男女の固定的性別役割分担意識の解消への一層の取組が必要です。また、少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少が進む中で、持続可能な社会を構築するためには、女性を含めた多様な人材が活躍できる社会への変革が必要であることから、2015年（平成27年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進も重要となっています。さらに、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立や、多様化する女性に対する暴力への対応、生活に困難を抱える女性への対応など、今日的課題への対応も求められています。

このような状況のもと、2015年（平成27年）度で「第3次UJ | あさぎりプラン」の計画期間が終了することから、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会情勢の変化に的確に対応し、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次UJ | あさぎりプラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第9条第1項に定める本市の男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画の推進に関する施策の基本的指針を定めたものです。
- (2) 本計画の基本方向2及び基本方向3を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「宇治市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (3) 本計画の基本方向4の計画課題1を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「宇治市DV対策基本計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は「宇治市総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画と連携を図りながら推進します。



3 計画の期間

計画期間は、2016年（平成28年）度から2020年（平成32年）度までの5年間とします。

4 計画の策定方法

本計画は、「宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」及び「宇治市男女共同参画に関する事業所調査」（以下、アンケート調査という。）や「宇治市男女共同参画に関するワークショップ」（以下、ワークショップという。）などにより、本市の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメント（市民等の意見を募る手続）や宇治市男女共同参画支援センターにおける取組などを通じて広く市民等の意見を求め、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める「宇治市男女共同参画審議会」の審議を経て策定しました。

アンケート調査の概要

◇実施時期

2015年（平成27年）3月～4月

◇市民意識・実態調査

市内在住の満16歳以上の市民を対象に男女各2,000名を無作為抽出しました。

◇事業所調査

市内の事業所を対象に300事業所を無作為抽出しました。

ワークショップの概要

◇実施時期

2015年（平成27年）6月

◇内容

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」及び「女性のエンパワーメント支援」について、ワークショップ形式による実態調査を行いました。

5 計画の目標

(1) めざす将来像

『真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現』

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める8つの基本理念に基づき、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければならないという意識が、社会全体及び市民の日常生活に浸透し、市民一人ひとりが男女共同参画を實踐できる地域社会の実現をめざします。

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の基本理念

- ①男女が、個人としての人権を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- ②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重され、健康の保持増進が図られること。
- ③家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、暴力的行為(身体的、精神的又は経済的な苦痛を与える行為をいう。)及び他の者を不快にさせる言動が根絶されること。
- ④社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- ⑤男女が、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と社会生活における活動とを共に行うことができるよう配慮されること。
- ⑦あらゆる教育の場において、多様な選択を可能にする教育及び学習機会の充実が図られること。
- ⑧国際社会における男女共同参画の推進に関する取組に留意し、国際的協調の下に行われること。

(2) 計画の基本方向

本計画を具体的に推進するため、次の5つの基本方向を定めます。

- 基本方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進
- 基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進
- 基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 基本方向4 安全・安心な暮らしの実現
- 基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

